

求職者等におけるセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

当社は、すべての求職者、インターンシップ参加者、実習生その他職業選択に資する活動を行う者（以下「求職者等」という。）の人格と尊厳を尊重し、求職者が安心して活動できる環境を確保します。採用面接、会社説明会、社員訪問、インターンシップ、各種実習のほか、SNS、メール、オンライン面談、会食、移動中など、場所や方法を問わず、役員及び従業員によるセクシュアルハラスメントを禁止します。本方針は、役員及び正社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣労働者等、当社の業務に従事するすべての者に適用します。

基 本 姿 勢

1. セクシャルハラスメントの定義

セクシュアルハラスメントとは、求職者等の意に反する性的な言動により、精神的又は身体的な苦痛や不安を与え、就職活動等を阻害する行為をいいます。

性的な質問、冗談、容姿、身体、服装、恋愛、結婚等に関する不適切な発言、性的な情報、執拗な私的連絡や食事等への誘い、不要な身体接触、性的関係の要求、わいせつな画像の提示等が含まれます。同性に対する行為も対象とし、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず禁止します。性別役割分担意識に基づく発言や行為や性的指向等に関する侮辱、本人の同意を得ない情報の開示も認めません。

2. 防止及び相談体制

面談の時間・場所・実施体制及び連絡手段等のルールを定め、役員及び従業員への教育・周知を継続的に実施します。また、求職者等が安心して利用できる相談窓口を設置し、該当するか明確でない場合や発生のおそれがある場合も相談を受け付けます。相談時には、相談者の心身の状況と意向に配慮し、迅速かつ公平に事実を確認した上で、行為者との接触回避、被害者への支援、行為者への懲戒その他必要な措置及び再発防止策を講じます。

3. プライバシー保護及び不利益取扱いの禁止

相談者、行為者及び調査協力者のプライバシーを厳重に保護し、相談内容及び調査により知り得た情報は、必要な範囲を超えて開示しません。また、相談、申告、調査協力又は行政機関への相談等を理由とする不利益な取扱いを一切行いません。

4. 役員及び従業員の責務

当社の役員及び全従業員は、本方針を理解して求職者等への言動に十分注意し、相談対応及び再発防止に協力します。また、必要に応じて教育機関や外部専門機関とも連携し、安全で公正な採用・実習環境の維持に継続して取り組みます。

2026 年 10 月制定
山二ガス株式会社